

○大野城太宰府環境施設組合情報公開審査会規則

平成13年12月27日

規則第4号

廃止 平成19年3月29日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野城太宰府環境施設組合情報公開条例(平成13年条例第3号。以下「条例」という。)第18条に規定する大野城太宰府環境施設組合情報公開審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審査会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査の手續)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

2 審査会は、条例第19条第2項の規定による調査について、必要があると認めるときは、一部の委員にその調査を委任することができる。

3 審査会は、条例第19条第3項の規定に基づき不服申立人又は参加人に口頭で意見を述べる機会を与える場合において、必要があると認めるときは、補佐人の付添いを許可することができる。

(提出資料等の閲覧)

第5条 条例第19条第5項の規定に基づき意見書又は資料の閲覧を求めようとする者は、書面により申し出るものとする。

2 審査会は、前項の申請があったときは、閲覧の諾否について書面により回答するものとする。

(答申書の公表)

第6条 審査会の答申の内容は、公表するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。